

寺島宗則記念館 P R 事業業務委託プロポーザル実施要領

寺島宗則（松木弘安）は、明治維新で活躍した本市脇本出身の偉人であり、幼少期を過ごした養家を令和 2 年 4 月から寺島宗則記念館として、一般公開をしています。阿久根市では今年度、寺島宗則記念館の利用促進及び寺島宗則の功績の周知等による認知度向上等を図り、本市の観光推進に寄与することを目的に寺島宗則記念館 P R 事業として、バスツアーを実施する。

そのため、今般、公募型プロポーザルにより当該事業を受託し、効果的なバスツアーを実施する事業者を募集するものである。

1 事業概要

(1) 業務名

寺島宗則記念館 P R 事業業務委託

(2) 履行場所

寺島宗則記念館（阿久根市脇本地内）及び県内関連施設

(3) 目的

本市の重要な歴史・観光資源である寺島宗則記念館の利用促進及び寺島宗則の功績の周知等による認知度向上等を図り、本市の観光推進に寄与することを目的とする。

(4) 内容

寺島宗則記念館と県内の寺島宗則に関連する施設等を周遊するバスツアー事業を実施し、市外から誘客促進を図る。なお、寺島宗則及び本市の歴史に知見のある有識者をバスガイドとして招き、実施時期は 10 月下旬から 11 月上旬までに 2 回行う。

(5) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで

2 プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3 提案限度額

1,499 千円（消費税及び地方消費税含む。）

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿に登録されていること。（大分類：352、小分類：001 イベントー企画運営）
- (3) 本市の物品購入等有資格業者の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続の開始申立てをしている者でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成者若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- (7) 本業務を履行する体制を有していること。
- (8) 鹿児島県内に主たる事務所又は実態を有する従たる事務所を有し、バスツアーイベントの開催時はもとより、契約期間中において本市と円滑な連絡調整が迅速かつ適切に行えること。

5 スケジュール

公募開始	令和5年6月1日（木）
質問書提出締切り	令和5年6月7日（水）
質問書最終回答期限	令和5年6月9日（金）
参加資格確認申請書の提出締切り	令和5年6月14日（水）
参加資格確認結果通知	令和5年6月15日（木）
企画提案書提出締切り	令和5年6月29日（木）
プレゼンテーション	令和5年7月上旬
プロポーザル方式候補者選定審査会	令和5年7月上旬
選定結果の通知	令和5年7月中旬
選考結果の公表	令和5年7月中旬
契約締結	令和5年7月下旬

6 応募方法等

(1) 参加資格確認申請

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出郵送又は持参で詠出すること。なお、電子メール及びファミシクリでの提出は不可とする。

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書（第2号様式）
- (イ) 誓約書（第3号様式）
- (ウ) 納税証明書（阿久根市に納税義務がある場合。）

イ 提出先

「11 連絡先・提出先」に示す部署

ウ 提出期限

令和5年6月14日（水）午後5時15分（必着）

エ 結果通知

提出書類を審査の上、参加資格の有無を令和5年6月15日（木）までに通知する。参加資格を有している場合は、以下の企画提案書を提出すること。

(2) 企画提案書

ア 提出書類の規格等

日本工業規格A4判サイズを基本とする。

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意様式）6部（正本1部、副本5部）

企画提案書は仕様書に基づいた内容とし、あわせて、以下の項目を必ず記

載すること。

- ・ 履行実績（同種業務及び類似業務実績）
- ・ 実施体制
- ・ 工程表

(イ) 予算見積書（任意様式） 6部（正本1部、副本5部）

(ロ) 法人等の概要調書（第4号様式） 6部（正本1部、副本5部）

ウ 提出方法

郵送又（書留郵便に限る）又は、持参とする。なお、電子メール及びファミシクリでの提出は不可とする。

エ 提出先

「11 連絡先・提出先」に示す部署

オ 提出期限

令和5年6月29日（木）午後5時15分（必着）

カ その他

(ア) 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックス（例：「第〇号様式」など）を貼付すること。

(イ) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

(ロ) 提出された書類の内容を変更すること又は書類提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(ハ) 提出された書類は返却しない。

(ニ) 提出された書類は必要に応じ複写することがある。

(ホ) 提出された書類は情報公開の請求により阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）の規定に基づき、その全部又は一部を開示することがある。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（第1号様式）に記入の上、電子メールに添付して提出すること。

※ 件名は「寺島宗則記念館PR事業業務委託における質問書（事業者名）」とすること。

※ 送信後は、受信状況を電話で確認を行うこと。（鹿児島県自治体情報セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メールが到達しないことがあるため。）

※ 電話や口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和5年6月7日（水）午後5時15分（必着）

(3) 提出先

「11 連絡先及び提出先」に示す部署

(4) 質問に対する回答

令和5年6月9日（金）午後5時15分までに順次、電子メールで回答する。

8 審査

(1) 審査方法

審査基準に基づき、以下の審査を行い、全委員の合計点が最も高い提案者を受託予定者として選定する。

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーション審査

(ア) 日程は令和5年7月上旬を予定している。詳細な日時等は後日、通知する。

(イ) 持ち時間は、プレゼンテーションで20分以内、質疑応答で15分以内とする。

(ロ) 他の提案者のプレゼンテーションの傍聴（入室）は認めません。

(ハ) プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書のみを使用して説明することとし、追加資料の配布は認めない。

(2) 審査基準（審査項目、配点）

審査基準は、別表1のとおりとします。

9 結果公表

選考の結果については、審査結果の確定後速やかに、法人等の概要調書（第4号様式）の「本件の担当部署」宛てに文書で通知する。

また、候補者の選定後、以下の項目について、市ホームページに公表を行う。

- (1) 業務等の名称等
- (2) 候補者の商号又は名称及び所在地
- (3) 審査結果一覧表

10 契約手続

受託候補者となった事業者と7月下旬に契約締結の手続を行う予定である。

11 連絡先・提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所商工観光課観光推進係

担当：山平（やまひら）

電話：0996-73-1114（直通）

電子メール：kankosuishin@city.akune.kagoshima.jp